

広報やまがた

YAMAGATA

1

令和5年 2023
No.544



1月9日 山形村消防出初式

新春ごあいさつ	2
役場の夜間窓口 3月で終了します	3
申告納税相談のお知らせ	4・5
マイナポイント申請窓口の設置について	6
やまがたインフォメーション	7

今年一年の消防活動における交通安全祈願祭が執り行なわれた後、山形村消防出初式が行なわれました。観閲式ではラッパ隊の息の合った吹奏の中、消防団員たちの勇壮な分列行進が披露されました。

新春ごあいさつ



山形村長
本庄 利昭

明けましておめでとうございます。

皆さまには、新春を健やかに迎えの事とお慶び申し上げます。

旧年中は、村政の運営にご理解と温かいご支援をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと 長引く新型コロナウイルス感染症の流行により、緊急事態宣言の発令による度重なる行動制限や、ロシアのウクライナ侵攻を一因とする物価の高騰や円安の進行など、地域経済や日常生活に大きな影響が及んだ1年でありました。

コロナ禍のこの3年間は都市部への人口の過度な集中の弊害やリスクが顕在化し、テレワークやリモートワークなどの働き方改革や地方への移住定住、田園回帰などの新しい価値観も定着してきました。

3月の村議会議員選挙では、当村では初めて12名の現職が全員無投票で再選されました。

また、この3月の年度末には、昭和58年に連絡班制度が出来て初めてひとつの連絡班が解散をいたしました。区や連絡班は、活力ある住みよい地域づくりの役割を

担っていただいておりますので、村政運営の基本方針であります協働の村づくりに関わる大きな問題が提起された年でありました。

6月には、移住を検討されている方に山形村の生活を体験していただくことを目的におためし住宅を開設し、以後多くの方に利用していただいております。

12月には、令和3年7月から検討して参りましたこれからの村づくりの基本設計となる第6次総合計画(案)を議会上に上程し、過日議決されました。

本年は 4月には県議会議員選挙、近隣市村では統一地方選挙が予定されております。県政や近隣市村の動向にも、十分注視して参りたいと思っております。

今、協働の村づくり 山形村はそれぞれの生活様式や価値観などが違う村民の皆さんが、混住する村であります。

地域のコミュニティを維持するには、互いの多様性を認め合い、違いを力に変える知恵と工夫が必要な時代であります。

様々な地域の課題には、自助・共助・公助のそれぞれの役割を確認しながら協働で対応することが必要だと思っております。

開村150年へ向けて 明治7年、大池村・小坂村・竹田村が合併し、山形村が誕生しました。

令和6年10月には、開村150年の節目を迎えます。本年は、150年の節目を迎える準備の年であります。村の歴史に学び未来へ思いを馳せながら村づくりを進めて参ります。本年も宜しくお願いいたします。

山形村功労者表彰



いしやま せいや
石山 盛也 さん
【特別表彰】

信州山形村首都圏村人会会長、副会長として長年尽力され、地域の振興に功績を残されました。



なかむら もとみ
中村 元美 さん
【社会福祉功労】

民生児童委員協議会委員として長年尽力され、社会福祉の発展に功績を残されました。

いちいの里からこんにちは

●新型コロナワクチン情報(令和5年1月18日現在)

現在、国の方針ではワクチン接種事業は令和5年3月31日終了予定となっています。1月より接種日を大幅に縮小しておりますので、接種希望で接種がお済でない場合は早めに予約をお取りください。

新型コロナワクチン接種についてご不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 山形村新型コロナワクチン接種コールセンター ☎98-3086

●令和5年度の健診(検診)申し込みが始まります

2月上旬～中旬の間に郵送にて『検診申込票』を送付します。お手元に通知が届きましたら内容を確認して、検診申込票への記載をお願いします。申し込み方法は、保健福祉課に検診申込票を直接お持ちいただくか、専用のフォームよりお申し込みください。詳細については、案内通知をご確認ください。

●お忘れではないですか？

令和4年度個別健診(特定健診、生き生き健診)の受診期限が3月31日(金)までになります。お手元に未使用の受診券がある場合は早めに医療機関へ予約し受診をしましょう。ご自身の体のために健診を受けましょう!!

●毎月19日は食育の日です

～2月は郷土食や伝統食を学びましょう～

お問い合わせ 保健福祉課(保健福祉センターいちいの里内) ☎97-2100



お申込みはこちら
※2月6日より
受付開始

役場の夜間窓口 3月で終了します

平成16年9月にはじまり、毎月2回開設されてきました役場の夜間窓口については、利用者の減少やデジタル技術の進歩により令和5年3月をもって終了します。

夜間窓口で取り扱ってきた住民票(謄本・抄本)や印鑑証明書の発行などについては、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスにより対応します。

また、各種税金・料金等の納付については、令和5年4月よりコンビニ収納が開始予定となっており、全国どこのコンビニでも時間にとらわれることなく納付できるようになります。

なお、相談業務などどうしても対面での対応が必要な業務については、個別に今までどおり対応させていただきますので、担当課へご相談ください。村でもマイナンバーカードの申請率が62%を超えてきたことや、働き方改革にもつながる夜間窓口の終了に、村民の皆さまのご理解をお願いします。

地域おこし
協力隊通信

No.54

大橋 一允 隊員
(農業振興)

昨年の夏から取り組んできた遊休農地における作物の栽培ですが、冬になり栽培期間が終了したので、ここではその結果について簡単にお伝えしておきます。

まず、作物を作ることができるかどうかという点で言えば、可能であるということです。11月に開催された松本山雅FCのパブリックビューイングに来ていただいた方はご覧になられたと思いますが、一般的に市販しても問題がないような見た目の収穫物を得ることができました。当然ながら元々畑であるので、余程なことがない限り作物を作るとはできると思います。

問題は管理にあります。予想された通り、栽培期間中の雑草には大変手を焼きました。管理を続けている農地と違い、一度雑草だらけになった場所では相当量の雑草種子が土の中に入っていると思われ、退治しても次から次へと新しい雑草の芽が出てきました。とりわけスギナは根が強く生き残るので、畑用の除草剤を使ったとしても発生が抑えられるまでに何年も要すると考えられます。

秋以降は日も短くなり日常的な作業時間をうまく取れないことと、雑草の生長も抑制されると思い放置していましたが、これは特にアブラムシの発生を助長してしまいました。寒くなるような季節で雑草自体の害はなくなったとしても、虫の害を招くことについては盲点でした。

という事で、色々な要因が絡んで総合的な良い畑であるかの度合いが決定されますが、遊休農地を畑として再び使っていく事に際し雑草の問題はかなりの部分を占められるように取り組みを続けていきたいと考えております。



申告納税相談のお知らせ

村で令和4年分所得税の確定申告(以下「確定申告」)または、令和5年度村県民税(以下「住民税」)の申告ができる方は、令和5年1月1日現在で、村にお住まいの方です。

新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な方はできるだけ電子申告(e-Tax)や郵送による申告書の提出をお願いします。

次の方は松本税務署で申告をしてください

- 青色申告
- 準確定申告(令和4年、5年中に亡くなった方の申告)
- 過年分の申告(令和3年分以前)
- 住宅借入金等特別控除等に関する申告
- 分離課税の申告(土地・建物の売買、株式の売買など)
- 損失、繰越損失の申告
- 給与所得者の特定支出控除の特例を受ける申告

◇会場へお越しただいても、申告相談をお受けすることはできません。

◇ご本人様が記載済みの申告書類をお預かりして税務署へお送りすることはできます。ただし、記載内容・添付書類のチェックは行ないません。

◇上記以外でも申告の内容により、松本税務署会場をご案内する場合もございますのでご了承ください。

● 申告会場

松本税務署1階

● 申告期間

1月23日(月)～3月15日(水)午前8時30分～午後4時※土日・祝日を除く

- 申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。
- 午後4時前であっても相談受付を終了する場合があります。
- スマホをお持ちの方は、会場において基本的にスマホを利用して申告書を作成していただけます。

国税庁LINE公式

アカウントはこちら→



新型コロナウイルス感染症対策について

- 会場にお越しの際は、マスクの着用をお願いいたします。
- 受付時及び申告相談会場にお入りいただく際に検温、手指の消毒を行なっていただきます。
高熱のある方の申告相談はお受けできませんのでご了承ください。
- 待合室でお待ちいただくほか、ご希望により車でお待ちいただくことも可能です。携帯電話へご連絡しますので、受付簿に携帯電話番号をご記入いただけます。
- 発熱、悪寒等の風邪に似た諸症状、味・臭いを感じないなどの自覚症状のある方は来場をご遠慮ください。
- 申告相談中でも、定期的に消毒、窓を開けての換気を実施しますので、暖かい服装でお越しください。

確定申告が必要な方

- 個人で事業(営業・農業・不動産等)を行っており、所得税を納める方
- 年収が2,000万円を超えている方
- 給与の他に副収入(副収入の合計所得が20万円以上)があった方
- 2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与・退職所得を除く)の合計が20万円を超えている方 など

住民税の申告が必要な方

確定申告が不要な場合でも、下記に該当する方や、令和4年中の所得等の諸証明が必要な方は、住民税の申告が必要です。また、同一世帯内に未申告の方がいると、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減が正しく計算されない場合がありますので、ご注意ください。

- 年金収入400万円以下で確定申告が不要になったが、年金の源泉徴収票に記載のある所得控除(配偶者控除等)以外の住民税の所得控除を受けたい方
- 勤務先(パート、アルバイト含む)から山形村役場へ給与支払報告書が提出されていない方(提出が不明な方は勤務先、または役場へご確認ください。)
- 給与以外に所得があった場合(給与以外の所得が20万円以下で確定申告不要な場合)
- 確定申告が不要な場合でも、営業・農業・不動産・配当・年金・その他雑・一時などの所得がある方
- 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで給与の支払いを受けるときに源泉徴収されていない方

住民税の申告が必要ない方

- 確定申告をされる方(税務署から村へ確定申告書の情報が送られてくるため、改めて住民税の申告は不要です。)
- 収入が給与所得(1か所)のみで、勤務先で年末調整が済んでいる方
- 収入が公的年金(遺族年金、障害年金等の非課税年金を除く)のみで、年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除を受けない方
- 非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付金など)のみの方

申告納税相談の日程

確定申告の期間は2月16日(木)から3月14日(火)までです

行政区	日程(土日・祝日を除く)
上大池	2月20日(月)・3月6日(月)
中大池	2月21日(火)・3月7日(火)
小坂	2月22日(水)・24日(金)・3月8日(水)・9日(木)
下大池	2月27日(月)・3月10日(金)
上竹田	2月28日(火)・3月1日(水)・13日(月)・14日(火)
下竹田	2月16日(木)・17日(金)・3月2日(木)・3日(金)
夜間申告	2月28日(火) 平日の昼間に都合の悪い方
日曜申告	3月5日(日) 平日に都合の悪い方



※3月15日は提出書類整理のため役場での申告相談は行ないません。

※混雑を回避するため地区ごとに分けておりますが、ご都合のつく日にご来庁ください。

●受付時間

平日及び日曜申告

午前の部:午前9時～正午(受付は午前11時まで) 午後の部:午後1時～5時(受付は午後4時まで)

夜間申告

午後5時15分～7時30分(受付は午後6時30分まで)

※混雑等の状況により受付時間を変更する場合がございますのであらかじめご了承ください。

●受付場所

新型コロナウイルス感染症対策のため、税務課窓口で受付をお願いします(庁舎正面玄関からお入りください)。

申告に必要なもの

- ① 収入(所得)を証明する書類
 - ・ 給与、公的年金等の源泉徴収票
 - ・ 農業、営業、不動産等の収支内訳書
 - ・ 一時所得等の支払証明書など
- ② 各種控除を受けるのに必要な書類
 - ・ 社会保険料(各種年金、その他健康保険等)の掛金支払証明書
 - ・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書
 - ・ 医療費控除の明細書
- ③ 申告者本人名義の金融機関の通帳
- ④ その他申告に必要な書類
- ⑤ 本人確認に必要なもの ※印鑑は必要ありません。
 - マイナンバーカード取得済の方
 - ・ マイナンバーカード
 - マイナンバーカード未取得の方
 - ・ マイナンバー通知カード又はマイナンバー記載の住民票及び本人確認書類(運転免許証、身体障害者手帳、在留カードなど。顔写真のない証明書の場合は2種類が必要です。)

収支内訳書、医療費控除の明細書は必ず事前に作成してからお持ちください。

山形村地域活性化商品券 「第2弾! やまがたわくわくチケット」 使用期限は、2月28日(火)までです!

生活者や事業者を支援し、村の活性化を図るために、村民1人あたり1万円分の商品券を配布しました。商品券は、必ず使用期限までにご使用ください。



商品券が使えるお店は
こちらからご確認ください

お問い合わせ 企画振興課 ☎ 98-5666

令和5年4月採用の会計年度任用職員を募集

- 任用期間: 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※再度任用する場合があります
- 募集人数: 各種若干名
- 勤務条件: 職種、勤務地により異なります ※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は応募できません。

月額給職員

職種	月額	資格	勤務地・お問い合わせ
文化財関連業務員	195,200円	発掘調査、遺物の整理、報告書作成の経験がある方	教育政策課 ☎ 98-3155

時間給職員

職種	時給	資格	勤務地・お問い合わせ
学習支援補助員	910円	資格の有無は問いません。	教育政策課 ☎ 98-3155

- 申し込み: 2月1日(水) ~ 2月28日(火)(土日・祝日を除く)午前8時30分~午後5時15分
- 応募方法: 募集要項、申込書は役場窓口および村ホームページにあります。採用後の勤務形態、条件等の詳細は、教育政策課にお問い合わせください。

マイナポイント申請窓口の 設置について(予約制)

マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末まで延長されたことに伴い、マイナポイントの申請がお済みでない方のために、マイナポイント申請窓口を以下のとおり設置します。マイナンバーカードは交付されたけど、マイナポイントは申請していないという方は、ぜひこの機会にマイナポイントの申請はいかがですか?

[マイナポイント申請窓口設置日]

- 毎週火曜日・木曜日の午前中(祝日を除く) ※申請には予約が必要です

1月	17日(火)、19日(木)、24日(火)、26日(木)、31日(火)
2月	2日(木)、7日(火)、9日(木)、14日(火)、16日(木) 21日(火)、28日(火)
3月	2日(木)、7日(火)、9日(木)、14日(火)、16日(木) 23日(木)、28日(火)、30日(木)

[マイナポイント申請窓口設置場所]

- 役場1階 相談室

[マイナポイント申請の持ち物]

- マイナンバーカードと暗証番号 ●預金通帳またはキャッシュカード
- キャッシュレス決済(ポイントの付与先)

予約・お問い合わせ 住民課 ☎ 98-3112

車いすを 寄贈いただきました

12月15日に長野中南信いずみ会様より、車いす1台を寄贈いただきました。

大切に使用させていただきます。ありがとうございました。



防災だより

No.268

松本広域消防局山形消防署



2022年度全国統一防火標語

お出かけは マスク戸締り 火の用心

謹賀新年

昨年中は、消防行政に多大なるご理解ご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

山形消防署職員一同、地元に着した消防署を目指し本年も職務に励んで参りますので、昨年に増してより一層火災予防にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

空気が乾燥し火災が起こりやすい季節となりました。火災を起こさないために、次の「4つの習慣・6つの対策」に注意した生活を心がけましょう。

※4つの習慣・6つの対策は広報11月号で紹介しておりますのでこちらからご確認ください。



お問い合わせ

松本広域消防 山形消防署 ☎98-4455

YAMAGATA INFORMATION

やまがたインフォメーション

日 日時 場 場所 内 内容 対 対象者 料 料金 期 期間 申 申し込み 問 問い合わせ

お知らせ 一定規模以上の土砂等の盛土等に許可が必要になります

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が制定されました。この条例により、令和5年1月1日以降に行なう一定規模以上の盛土等については、原則、県の許可が必要になります。

内 主な規制項目

- 面積が3,000平方メートル以上または高さが5m以上の土砂等の盛土等を行なう場合には県の許可が必要になります。
- 県の許可を受けるにあたっては、周辺地域の住民に許可申請の内容を周知する必要があります。
- 土地の所有者の方は盛土等の施工状況を定期的に確認する必要があります。
- 条例の規定に違反した場合は、罰則(最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が適用されることがあります。

料 手数料(1件あたりの金額)

- 新規の許可 55,000円
- 変更の許可 34,000円
- 譲受けの許可 34,000円

問 長野県建設部砂防課調査管理係

☎026-235-7316(平日午前8時30分～午後5時15分)

お知らせ 銃によるカラス駆除を実施します

村東側の畑地帯で、銃によるカラス駆除を実施します。実施中は安全にご注意ください。

日 2月19日(日)・26日(日)

時 午前8時～9時30分

場 右図のとおり

問 産業振興課 ☎98-5664



お知らせ 成年後見制度に関する講演会を開催します

成年後見制度を知らない方、利用を検討している方など、この機会にご参加ください。参加は無料です。

日 2月16日(木) 午後2時30分～3時30分

場 保健福祉センターいちいの里 研修室

問 保健福祉課 ☎97-2100

お知らせ 伐採木の無償配布について

奈良井川改良事務所では、河川内の土砂の掘削や水の流れの支障となる樹木の伐採を実施しています。この事業で発生した伐採木を希望者に無償で配布します。

問 松本市、塩尻市、山形村、朝日村のいずれかにお住まいの方で、自家消費される方(1世帯あたり1人まで)

期 2月13日(月)～2月24日(金)(応募期間) ※配布時期は3月中旬予定

内 直径5～20cm程度、長さ1.8m以下に伐採したニセアカシアなど(1世帯あたり軽トラック1台分)

※応募方法は奈良井川改良事務所ホームページをご覧ください。応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。

問 奈良井川改良事務所 ☎0263-40-1980

募 集 鉢盛中学校給食調理員1名(会計年度任用職員)

任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日

※業務評価等により次年度以降の任用も可

勤務日 基本的には、平日、週2～3回程度

午前7時55分～午後3時25分(内休憩60分)

時給 910円

各種手当 通勤手当

社会保険 労災保険

申 下記までお電話の上、2月17日(金)必着で履歴書をお送りください。

問 松本市・山形村・朝日村中学校組合事務局

(〒390-0874松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所4階)

☎0263-33-9846

放送時間

月～土 6時30分・9時・10時・11時(23時まで毎時間) / 日 9時・13時・17時・21時

日	月	火	水	木	金	土
1/29	1/30	1/31	1 ちよいと気になる隣の話題「朝日村週刊ニュース」	2 松本市・塩尻市チャンネル	3 ウィークエンド情報局	4 ウィークエンド情報局(再)
5 まるごと一週間	6 おすすめ 松本山雅新体制発表会2023	7 おすすめ 松本山雅新体制発表会2023(再)	8 ちよいと気になる隣の話題「朝日村週刊ニュース」	9 松本市・塩尻市チャンネル	10 ウィークエンド情報局	11 ウィークエンド情報局(再)
12 まるごと一週間	13 文化祭 芸能発表(再)	14 文化祭 芸能発表(再)	15 ちよいと気になる隣の話題「朝日村週刊ニュース」	16 松本市・塩尻市チャンネル	17 ウィークエンド情報局	18 ウィークエンド情報局(再)
19 まるごと一週間	20 山形村この一年(再)	21 山形村この一年(再)	22 ちよいと気になる隣の話題「朝日村週刊ニュース」	23 松本市・塩尻市チャンネル	24 ウィークエンド情報局	25 ウィークエンド情報局(再)
26 まるごと一週間	27 まるごと信州情報ネット	28 JAグリーンタイム	3/1	3/2	3/3	3/4

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

村税等納期限

日時 2月27日(月)

- 固定資産税第4期 ■ 国民健康保険税第8期
- 後期高齢者医療保険料第8期
- 介護保険料第8期 ■ 上下水道料

夜間窓口開設日

日時 2月16日(木)・28日(火)

午後7時30分まで 出入口：正面玄関

2月のすくすく

- 2月1日(水) らびっとタイム《豆まき》
みんなが元気で過ごせるように、力を合わせておに退治! こわくないから安心してね☆
- 2月8日(水) びよびよ広場《産後のママの為のヨガ》
あかちゃんと一緒に参加できます。
心と身体の癒しにぜひ!

お問い合わせ
子育て支援センター ☎98-5600



開村150周年記念イベントにアイデアをお寄せください!

締切 2月20日(月)まで

村は令和6年10月に開村150周年を迎えます。そこで令和6年秋に開村150周年記念イベントを企画しておりますので、「こんなことをやってほしい」、「こんなことをやったら面白いのでは?」等のアイデアおよびスローガンを募集します。ぜひ気軽にアイデアを送ってください!

■ 提出方法

オンライン回答または窓口、FAX、メールで提出(様式は任意です)

■ 提出先

役場企画振興課

☎98-5666 FAX 98-3078

☎kikaku@vill.yamagata.nagano.jp こちらからご回答ください



農地・農業なんでも相談会 (予約不要)

開催日 1月31日(火)、2月16日(木)

時間 両日午後5時～7時30分

場所 役場1階「相談室」ほか

【相談したい悩み事】

- 農地を相続したが、今後どのようにしていけばよいのか。
- 農業を始めたいが、相談先がわからない。
- 隣の農地の雑草が繁茂しており困っている。
- 農地を借りたい。貸したい。売りたい。 など

お問い合わせ
農業委員会事務局(産業振興課内) ☎98-5664

女性のための人権相談所

日時 2月4日(土) 午前9時～正午

場所 保健福祉センター いちいの里

人権問題に対する取り組みの一環として、女性のための人権相談所を開設します。夫やパートナーからの暴力やストーカーなど様々な人権相談に応じます。秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。
(主催 松本人権擁護委員協議会)

お問い合わせ 総務課 ☎98-3111

児童手当(令和4年10月～令和5年1月分)支給

支給日 2月10日(金)

区 分		月 額
0～3歳未満		15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限限度額以上所得上限限度額未満の受給者(特例給付)		5,000円

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112



村のうごき(1月1日現在総人口)

人口:8,533人(前月比-7) 男:4,212人(前月比-2) 女:4,321人(前月比-5) 世帯数:3,144世帯(前月比-2)



この印刷物は再生紙
および環境に優しい
インクを使用しています。

発行/長野県山形村
編集/企画振興課

☎0263-98-3111
山形村ホームページ/https://www.vill.yamagata.nagano.jp

